

茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける 常勤換算方法による職員配置の運用について

1. 制度概要

本市では、地域包括支援センターの安定的な運営を目的とした省令改正[※]に合わせ、「茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」を改正し、令和7年4月1日に施行した。

※介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）

○参考【茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（抜粋）

（職員に係る基準等）

第3条 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）は、原則として次のとおりとすること。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ウ 主任介護支援専門員(中略)その他これに準ずる者 1人

(2) 前号の規定にかかわらず、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

(3) (略)

附 則(令和7年条例第10号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2. 制度のポイント

○専門職の人材確保が困難となっている状況において、常勤換算方法による職員配置を適用することにより、3職種の職員（以下単に「職員」という。）の欠員を避け、地域包括支援センターの運営の安定化を目的としている。

○ただし、常勤換算方法による職員配置を適用した場合においても、地域包括支援センターが提供するサービスの質を担保することに留意する必要がある。

○本制度は、あくまで緊急的な対応策であり、職員の離職を防止し、離職が生じた場合でも速やかに常勤専従職員の確保に努めることが大前提である。

3. 協議の趣旨

職員の離職等は急に生じる可能性があることから、あらかじめ条例に基づく常勤換算方法による承認条件を設定することで、地域包括支援センターの適切な運営を確保するとともに効率的な事務執行を行う体制を確保する。

4. 本市における運用案

条例第3条第1号の規定

常勤の職員の員数について、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。

承認条件 (いずれも満たすことが条件)

- ① 常勤換算方法により配置することができる職員は、1地域包括支援センターにつき1人分までとし、常勤換算で配置することができる非常勤職員は2名以内とする。
- ② 常勤換算方法による配置を認める期間は、当該年度内とする。
- ③ 常勤換算方法による職員配置にあたっては、高齢福祉課と事前協議を行うこととする。

その他

- ◇ 高齢福祉課と当該地域包括支援センターとの事前協議により、上記の承認条件に該当すると高齢福祉課が判断する場合は、当該地域包括支援センターが高齢福祉課に常勤専従職員が欠員となる旨の届け出をした日から、常勤換算方法による職員配置を適用できるものとする。
- ◇ 上記の承認を行った場合、高齢福祉課は直近で開催される委員会に報告を行う。
- ◇ 承認後において、当該地域包括支援センターは常勤専従職員の配置に向けて取り組むこととし、四半期に1回、高齢福祉課に具体的な取組内容と状況の報告を行うこととする。
- ◇ 次年度以降も常勤換算方法による職員配置が必要な場合は、上記の承認条件に基づき高齢福祉課により、改めて判断を行うものとする。
- ◇ 上記の承認条件に該当しない場合は、個別に委員会に諮ることとする。

5. 運用開始日

令和8年3月18日より運用を開始する。